

○国土交通省告示第千百五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条及び第三百三十八条第一項の規定により準用される第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項及び第三百三十八条第一項の規定により準用される第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年十月六日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事

第3 起業地

1 土地

(1) 収用の部分 青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上及び字瀬の上地先、大字居森平字寒沢及び字寒沢地先、大字砂子瀬字水上、字水上市先、字宮元、字宮元地先、字宮元地先国有林野、字芦沢、字芦沢地先、字鬼川辺、字鬼川辺地先、字鬼川辺地先国有林野、字漆原、字漆原地先、字釜淵、字釜淵地先、字砂子渡及び字砂子渡地先並びに大字川原平字宮元、字宮元地先、字大沢、字福岡、字福岡地先、字大川添、字大川添地先、字大川添地先国有林野、字川原沢及び字川原沢地先地内

(2) 使用の部分 なし

2 漁業権

(1) 収用の部分

[一級河川岩木川水系岩木川]

下流 右岸 青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢地内

左岸 青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢地内

から

上流 右岸 青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢地内

左岸 青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢地内

まで

(2) 使用の部分

[一級河川岩木川水系岩木川]

下流 右岸 青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢地先

左岸 青森県中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上地先

から

上流 右岸 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内

左岸 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内

まで

[一級河川岩木川水系湯ノ沢川]

下流 青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元地先国有林野地内 から
 上流 青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元地先国有林野地内 まで

[一級河川岩木川水系岩木川支川芦沢]

下流 青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元地先国有林野地内 から
 上流 青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元地先国有林野地内 まで

[一級河川岩木川水系岩木川支川深橋沢]

下流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 から
 上流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 まで

[一級河川岩木川水系大沢川]

下流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 から
 上流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 まで

[一級河川岩木川水系大沢川支川ニゴリ沢]

下流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 から
 上流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 まで

[一級河川岩木川水系岩木川支川甲沢]

下流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地内 から
 上流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 まで

[一級河川岩木川水系暗門川]

下流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先 から
 上流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 まで

[一級河川岩木川水系暗門川支川割沢]

下流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 から
 上流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 まで

[一級河川岩木川水系暗門川支川大割沢]

下流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 から
 上流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 まで

[一級河川岩木川水系暗門川支川暗門沢]

下流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 から
 上流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 まで

[一級河川岩木川水系暗門川支川鬼川辺沢]

下流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 から
 上流 青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内 まで

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県中津軽郡西目屋村大字藤川地内、大字居森平地内、大字砂子瀬地内及び大字川原平地内に施行する「一級河川岩木川水系岩木川津軽ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダムに関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件事業は同条第2項に基づく指定区間内に含まれていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川岩木川水系岩木川（以下「岩木川」という。）は、青森県西部の日本海側に位置し、その源を青森県と秋田県との境である白神山地に存する雁森岳に発し、平川、十川及び旧十川等の支川を合わせて津軽平野を貫流し、十三湖に至り日本海に注ぐ、幹川流路延長102km、流域面積2,540km²の一級河川である。

岩木川は、その流域に青森県西部の津軽地方の拠点都市である弘前市を擁するなど、津軽地方における社会、経済及び文化の基盤をなしており、その流水は、弘前市や五所川原市等への水道用水、約43,000haに及ぶ農地へのかんがい用水として利用されているほか、発電にも利用されている。

岩木川流域は、温帯冷涼型気候に属しており、流域の年平均降水量は山地部で1,600mm、平野部で1,200mm程度であるが、停滞前線等に伴う集中豪雨により幾度となく洪水被害が発生している。なかでも、昭和52年8月の洪水では、死者7名、行方不明者4名、家屋被害13,867戸、農地被害8,207ha等の甚大な被害をもたらし、その後も、昭和56年8月、平成2年9月及び平成14年8月と度々洪水被害が発生している。このように岩木川流域では幾度も洪水被害が発生している一方、夏季における度重なる渇水被害に悩まされており、近年では、昭和63年を始め、平成元年、平成6年、平成8年、平成10年、平成15年、平成18年及び平成19年と頻繁に渇水に見舞われ、既得用水の補給や河川環境維持のための水量が安定的に確保できない状況となっている。

また、弘前市の水道用水は、岩木川の表流水、津軽広域水道企業団からの受水、地下水及び暫定水利権量等を水源としているが、地下水及び暫定水利権量は気象などに左右されることから、安定した水道用水の供給が図られていない状況にある。一方で、弘前市における水需要は、今後も増加が見込まれていることから、なお一層の水量不足が懸念されている。

さらに、五所川原市は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づき、工業集積の積極的な促進を図っており、なかでも漆川工業団地においては、半導体の一貫製造工業や窒素ガス製造工場等の企業進出が活発化している。これらに要する工業用水は地下水を水源としているが、水量の不足やそれに伴う農業用井戸の枯渇等が発生しており、より供給の確実な岩木川の表流水を活用した水源が望まれている。

加えて、岩木川流域の左岸は県内でも有数の穀倉地帯であり、用水の大部分を岩木川とその支川に依存しているが、近年の農作業の機械化等の進展に伴いかんがい期が集中しているにもかかわらず、取水可能な流量が慢性的に不足しているため、遊休期間の発生等、農作業効率が低下している状況にある。

岩木川の治水対策は、平成17年5月に策定された「岩木川水系河川整備基本方針」（以下「河川整備基本方針」という。）において、年超過確率1/100年規模の洪水を対象として、基準地点五所川原での基本高水のピーク流量を5,500 m^3 /秒と定め、このうち1,700 m^3 /秒を流域内の洪水調節施設により調節し、計画高水流量を3,800 m^3 /秒としている。本件事業は、この洪水調節施設として、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第1項及び第5項の規定に基づき、平成19年8月に告示された変更後の「津軽ダムの建設に関する基本計画」（以下「ダム基本計画」という。）において、岩木川の本件事業実施地点で、流入量3,100 m^3 /秒のうち2,940 m^3 /秒を調節することとしている。これを踏まえ、ダム基本計画では、本件事業において50,000,000 m^3 の容量を確保することとしている。

一方、渇水時においても岩木川における既得用水の安定的な取水や動植物の生息・生育環境の保全等の流水の正常な機能を維持するため、河川整備基本方針及び平成19年3月に策定された「岩木川水系河川整備計画」において、10年に1回程度起こり得る渇水時においても、基準地点五所川原で概ね19 m^3 /秒の流量を確保することとしている。これを踏まえ、ダム基本計画では、本件事業において59,200,000 m^3 の容量を確保することとしている。

さらに、新たな水道水源の確保が求められている弘前市の平成29年度の1日最大給水量75,750 m^3 /日のうち、ダム基本計画においては、14,000 m^3 /日の流量を供給するものとし、本件事業において750,000 m^3 の容量を確保することとしている。

加えて、五所川原市の漆川工業団地における企業進出等に伴う水需要の増加に対応するため、ダム基本計画において9,300 m^3 /日の工業用水を供給するものとし、本件事業において550,000 m^3 の容量を確保することとしている。

その上、農林水産省では、岩木川左岸の約9,600haの農地に対し干害の防止や収穫量の増加等を目的として「国営岩木川左岸農業水利事業」を計画し、津軽ダムを水源として、かんがい期における計画最大水量30,264 m^3 /秒のうち、

22.612m³/秒を確保することにより、かんがい用水の安定的な供給と農業の生産性の向上による農業経営の強化を図ることとしている。このため、ダム基本計画では、本件事業において16,700,000m³の容量を確保することとしている。

なお、本件事業により、東北電力株式会社の岩木川第一発電所の取水設備が水没し、発電機能が失われることから、ダム基本計画においては、津軽ダムの下流に同社が津軽発電所を建設することとしており、津軽ダムの貯留水を利用し、最大出力8,500kW、年間可能発生電力量41,062MWhの供給を行うこととしている。

本件事業は、ダム基本計画に基づき、岩木川に洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水、工業用水及びかんがい用水の確保並びに発電を目的とした多目的ダムの建設工事を行うものであり、本件事業の完成により、他の洪水調節と相まって、基準地点五所川原での年超過確率1/100年規模の洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、岩木川流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、10年に1回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となり、さらに、今後も増加が予測される弘前市における水道用水、五所川原市における工業用水及び岩木川左岸におけるかんがい用水の需要水量並びに電力の供給に必要な水量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の安全、既得用水の安定的な取水、河川環境の保全、弘前市の水道用水の安定的な確保、五所川原市の工業用水の安定的な確保、農業の生産性の向上による農業経営の強化並びに電力の安定した供給に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、起業者が平成5年3月に「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月28日閣議決定）等に基づき実施した環境影響評価及び平成20年9月に公表された「津軽ダム建設事業における環境保全の取り組み」によれば、貯水池の水温の上昇及び大規模出水時や渇水による貯水位低下時に濁水の長期化が生ずると予測されたが、選択取水設備、水質保全ダム、清水バイパス及び環境放流設備を設置する等の保全措置を講ずることで、環境への影響を回避、低減できると評価されていることから、起業者はこれらの措置を講ずるものとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記環境影響評価その他の調査等によると、本件事業区域内及びその周辺には、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物のニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているエゾゲンゴロウモドキ等の生息が確認されたが、主要な生息環境が事業区域外に広く残存すること、本件事業区域内に営巣等は確認されていないこと、営巣期を回避した工事時期の調整、代替

環境の整備及び継続的な監視等により、影響は回避又は低減できるものと評価されていることから、起業者はこれらの措置を講ずるものとしている。

一方、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミチノクサイシン、ホソバツルリンドウ、サルメンエビネ等が確認されているが、個体の移植や継続的な監視等により、影響は回避又は低減できるものと評価されていることから、起業者はこれらの措置を講ずるものとしている。

また、本件事業区域内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が15箇所存在するが、そのうちの1箇所については、既に発掘調査を終え、記録保存の措置を講じており、残り14箇所についても、起業者は、青森県教育委員会との協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、岩木川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水、工業用水及びかんがい用水の確保並びに発電を目的として、堤高97.2m、総貯水容量140,900,000m³の重力式コンクリートダムを建設するものである。本件事業の事業計画は、(1)で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持に必要な流量、水道用水、工業用水及びかんがい用水の需要水量並びに発電に必要な水量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトの位置選定については、地形、地質的条件から岩木川流域において、貯水に必要なダム高を確保し、ダム堤頂長を短くするため十分な高さを備えた狭隘な谷地形であること、岩盤がダムサイトに適していること、ダムの背後に貯水量を十分確保できること等を条件として検討を行った結果、目屋ダム上流サイト案、目屋ダムサイト案（以下「申請案」という。）、目屋ダム下流サイト案の3案が選定され、当該3案について検討が行われている。

申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いが、水没戸数は中位であり、施工期間が短く、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、岩木川流域では幾度も洪水被害が発生していること、夏季に度重なる渇水に見舞われ、既得用水の安定的な取水や動植物の生息・生育環境等に大きな影響を及ぼしていること、弘前市では今後も水需要が増加すると予測され、水道水源が不足すると見込まれていること、五所川原市の工業団地では企業の進出等により水需要が増加すると予測され、工業用水が不足すると見込まれていること、夏季の慢性的な水不足により農業の生産性の向上が阻害されていることなどから、岩木川流域の洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水、工業用水及びびかんがい用水の確保並びに電力供給のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、弘前市長を会長とする津軽ダム建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地及び漁業権を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項及び第138条第1項の規定により準用される第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 青森県中津軽郡西目屋村役場

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字鬼川辺並びに大字川原平字大沢、字宮元、字福岡、字大川添、字大川添地先国有林野及び字川原沢地内